

考查課情報

令和2年2月
第134号

大分類	共通（法令・通達）
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2023年12月末

確定申告期における綱紀の厳正な保持

確定申告期は、税務職員が国民から、特に注目される時期です。

税務行政に対する信頼を損なうことのないよう、特に次の点に留意し、綱紀の厳正な保持に努めましょう！

【事務処理手順の遵守】

・文書管理の徹底】

事務処理手順を遵守しないと、納税者とのトラブルの原因となるだけでなく、国家公務員法違反（職務命令違反）を問われることもあります。

また、確定申告期は、マイナンバーが記載された申告書等大量の文書を取り扱うため、紛失・誤廃棄等に十分注意し、文書管理を徹底しましょう。



【税理士業務の禁止】

私的に税務相談や申告書作成を行うことは、税理士業務に該当し、税理士法違反であるとともに、国家公務員法違反（信用失墜行為）となります。

親族や親しい友人等から申告書の作成などを頼まれた場合には、最寄りの税務署に相談するよう指導しましょう。



【守秘義務の遵守】

職務上知り得た秘密を漏らすこととは、国家公務員法違反（守秘義務違反）となります。

署内での納税者との応接や、職員同士の会話のみならず、宴席、電車内などにおいても、言動には十分注意しましょう。

【適正申告】

職員自身が申告をする場合には、適正な申告や納税を怠ることのないよう注意してください。

不正還付申告や収入があるにもかかわらず申告しないなど、税務職員としてあるまじき行為は、厳しい懲戒処分等の対象となります。

【適正飲酒】

本事務年度において、過度の飲酒に起因した非行事件が相次いで発生しています。近年、公務員の非行事件は実名で報道されることが多く、一たび非行事件が報道されると、職員本人のみならず、大切な家族の平穏な生活・将来にも影響を及ぼします。また、国税組織、ひいては公務員全体の信用が大きく傷つけられることとなります。

確定申告期は、知らず知らずのうちに疲れがたまり、少量の飲酒でも急に酔いが回ることもあります。

飲酒の際には、職員相互で適正飲酒に配意し、万一、めいていしている職員がいる場合には、自宅に送り届けるなど、適切な対応を取りましょう。